

誰もが居場所と出番をもてる 明石市をめざして

神戸市看護大学
船越 明子



ひきこもり支援の対象者と目指す姿

厚生労働省. (2025). ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～より

ひきこもり支援の対象者

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人

★何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある

★家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態にある

★支援を必要とする状態にある
本人やその家族(世帯)。

その状態にある期間は問わない。

ひきこもり支援の目指す姿

- 本人やその家族が、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができる(自律する)ようになることを目標とする。
- 本人が社会参加を実現することや就労することのみを支援のゴールにはせず、自律に向かうプロセスとしてとらえることが必要。
- 支援者も本人やその家族も、ともに「自律」することができるよう、互いにプロセスを共有していく。



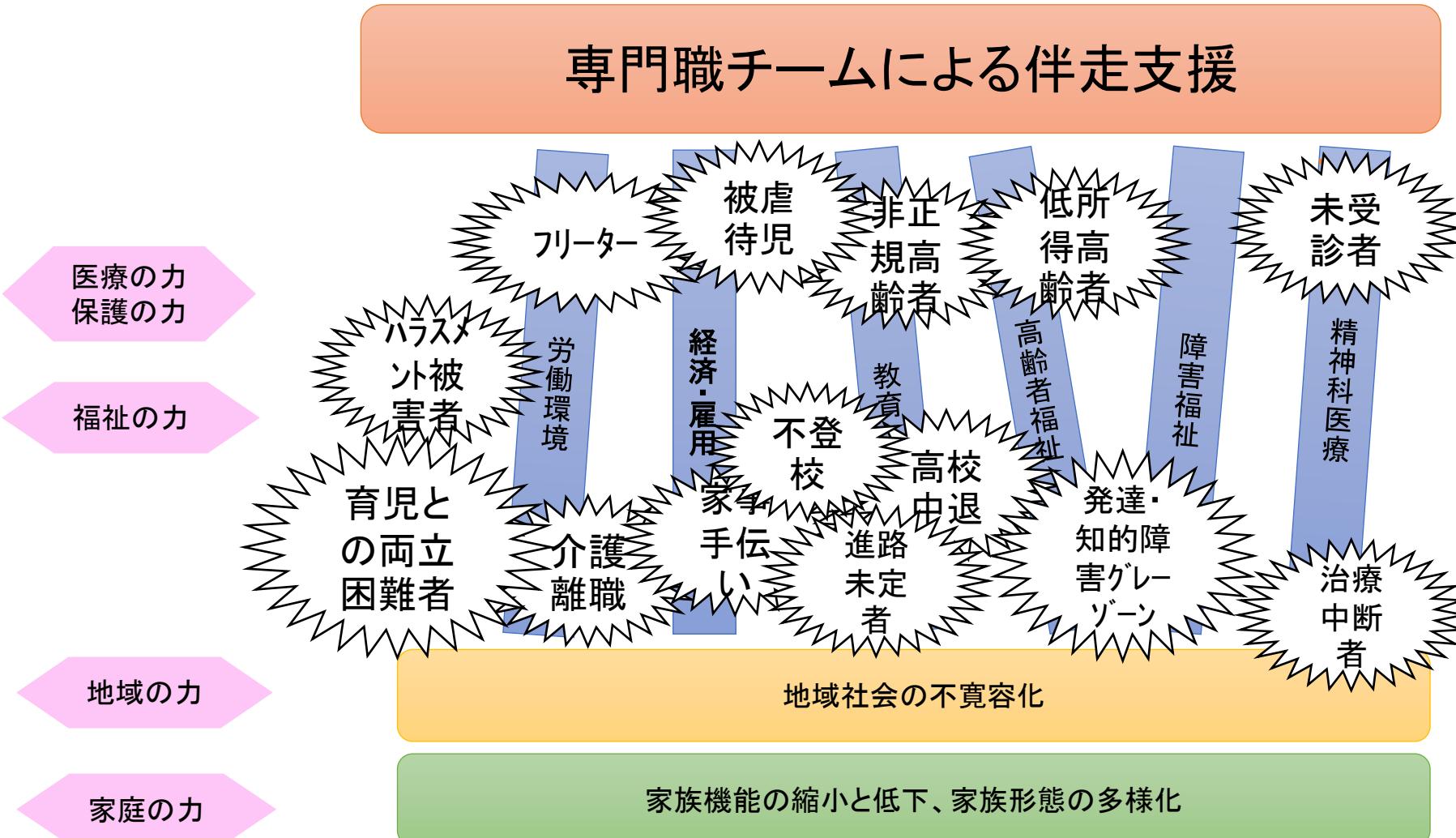
社会的孤立としてのひきこもり

ライフサイクルの各ステージにおける社会的孤立の例

ライフステージ	社会的孤立のかたち
幼児期	子ども虐待、ワンオペ育児、外国人
学童～青年期	不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、ネット依存、いじめ、発達上の課題、自殺
成人期	ひきこもり、生活困窮、DV、心身の不調・治療拒否、ハラスメント被害、介護離職、自殺
老年期	閉じこもり、セルフ・ネグレクト、高齢者虐待、ゴミ屋敷、孤独死



社会保障制度の課題の顕在化



国のひきこもり支援の枠組み

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

令和7年度予算額 17.8億円 (令和6年度予算額17.6億円)

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業 (令和6年度: 303市区町村)

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター (令和6年度: 38市区町)

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション (令和6年度: 110市区町村)

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業 (令和6年度: 155市区町村)

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

(福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援
新たに支援開始を検討している市町村の準備費用(実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など)へ手厚く補助(※次年度、センター等の実施が条件)

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

(明確化自治体数)
1,561 / 1,741自治体
(89.7%)

(市町村プラットフォームの設置自治体数)
1,352 / 1,741自治体
(77.7%)

*令和6年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援
市町村訪問支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援



関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置

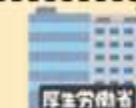
②支援の質の向上
③支援者のケア

①社会全体の気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業
ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

1.2億円



②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

0.2億円

③ひきこもり支援コミュニティ(支援者支援)の構築

0.3億円

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

都道府県(指定都市)域(67都道府県市)



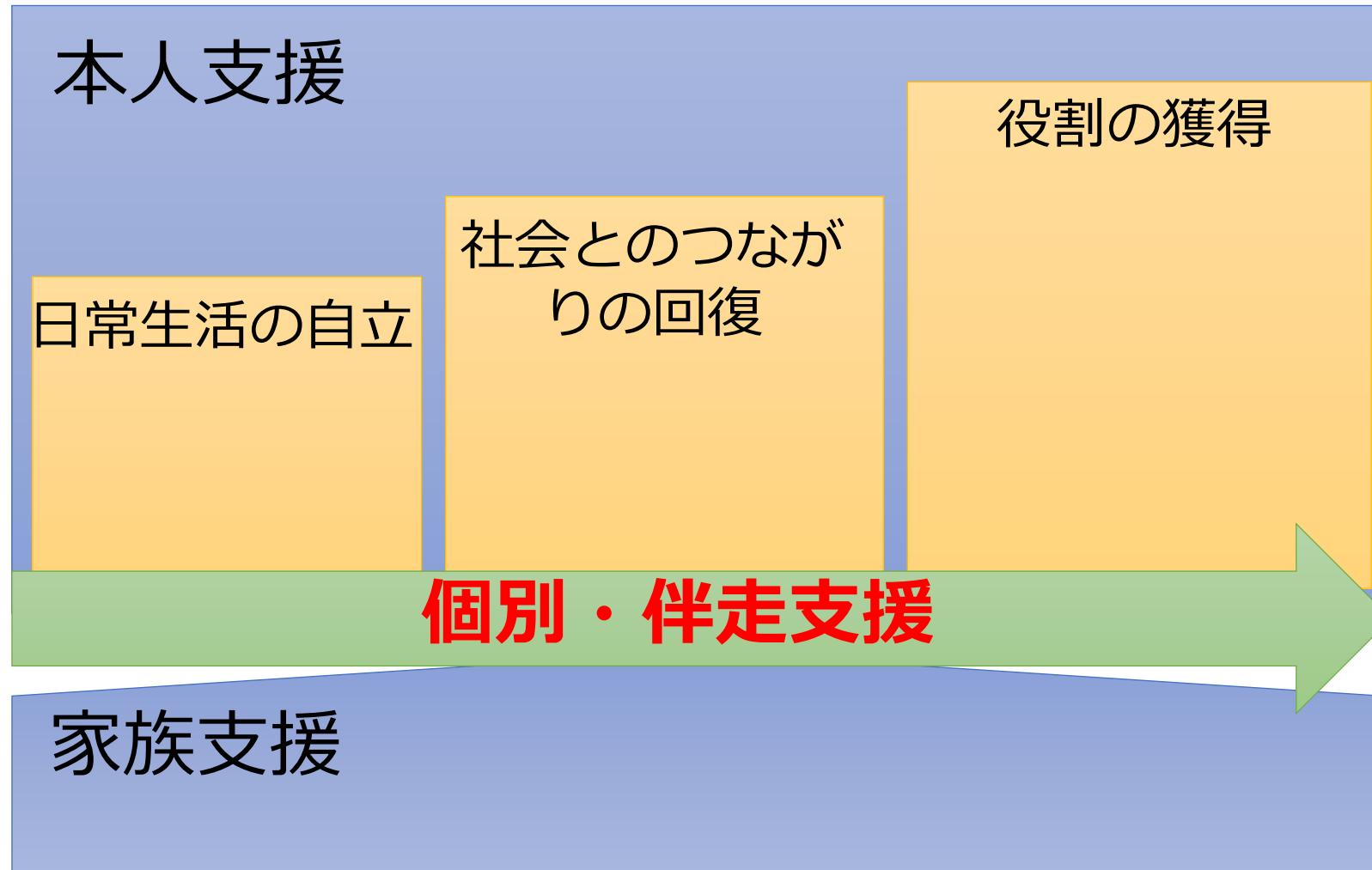
Kobe City

生活困窮者自立支援制度とひきこもり支援

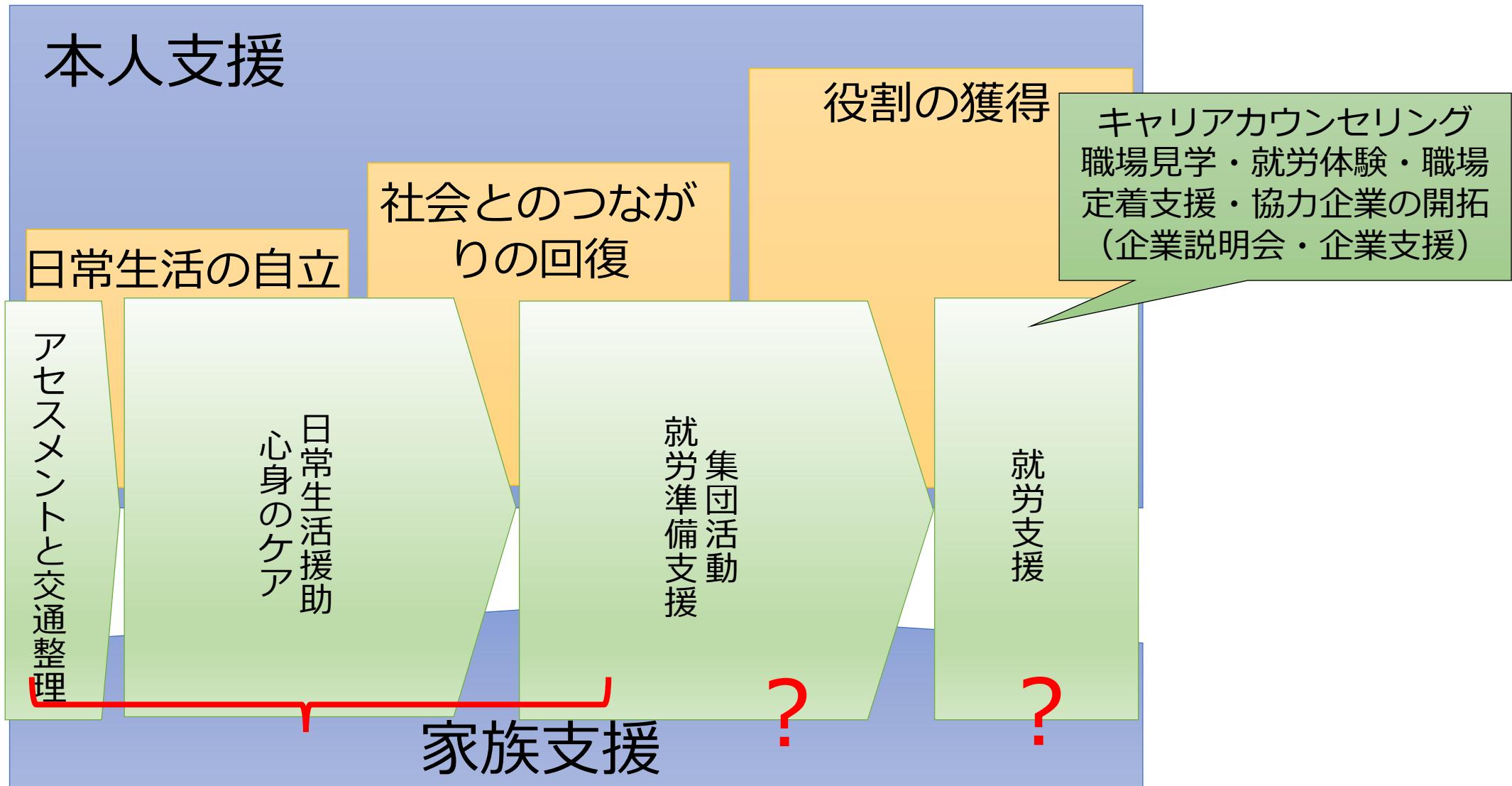
- 平成30年10月：生活困窮者自立支援法の改正→生活困窮者の定義の見直し
【従前】現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者
【改正】就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者
- 令和元年 5月28日川崎市、6月1日東京都練馬区での事件
- 「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」(平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)
- 令和 7 年 4 月 1 日 上記の一部改正



社会的孤立状態にある人への支援のプロセス



社会的孤立状態にある人への支援のプロセス



社会とのつながりの回復に向けた支援

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・家庭外の日中の活動の場に定期的に通うことができる・スタッフや他の利用者との相互交流ができる
内容	<ul style="list-style-type: none">・利用者のニーズにあわせた居場所の運営・対人関係への支援・本人の持っている力を引き出す・自己決定への支援
主な方法	<ul style="list-style-type: none">・居場所、当事者会（自助）、ボランティア、習い事・本人に対する個別相談・家族に対する個別相談

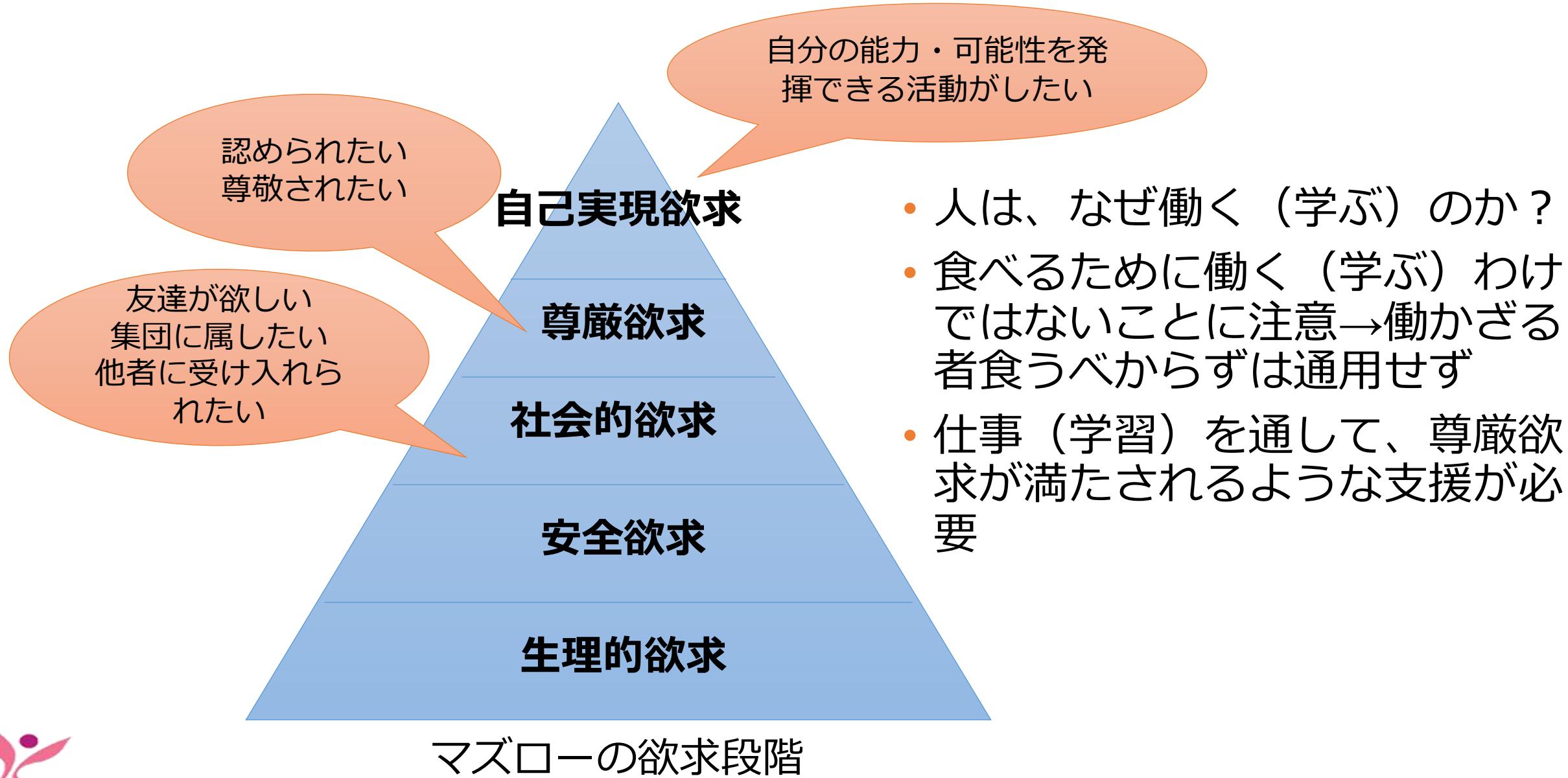


役割の獲得にむけた支援

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・自分の能力が発揮できる活動を行うことで、地域社会に居場所を獲得することができる・必要に応じて様々な制度を利用し、経済的に自立できる
内容	<ul style="list-style-type: none">・自己決定への支援・就労支援→就労先をみつけてつなぐ、一人のために仕事を作る、起業・就労以外の自立の在り方を支援・経済的自立のために必要な制度の利用を支援
主な方法	<ul style="list-style-type: none">・他機関とのネットワークによる支援・本人に対する個別相談・当事者会（自助グループ）

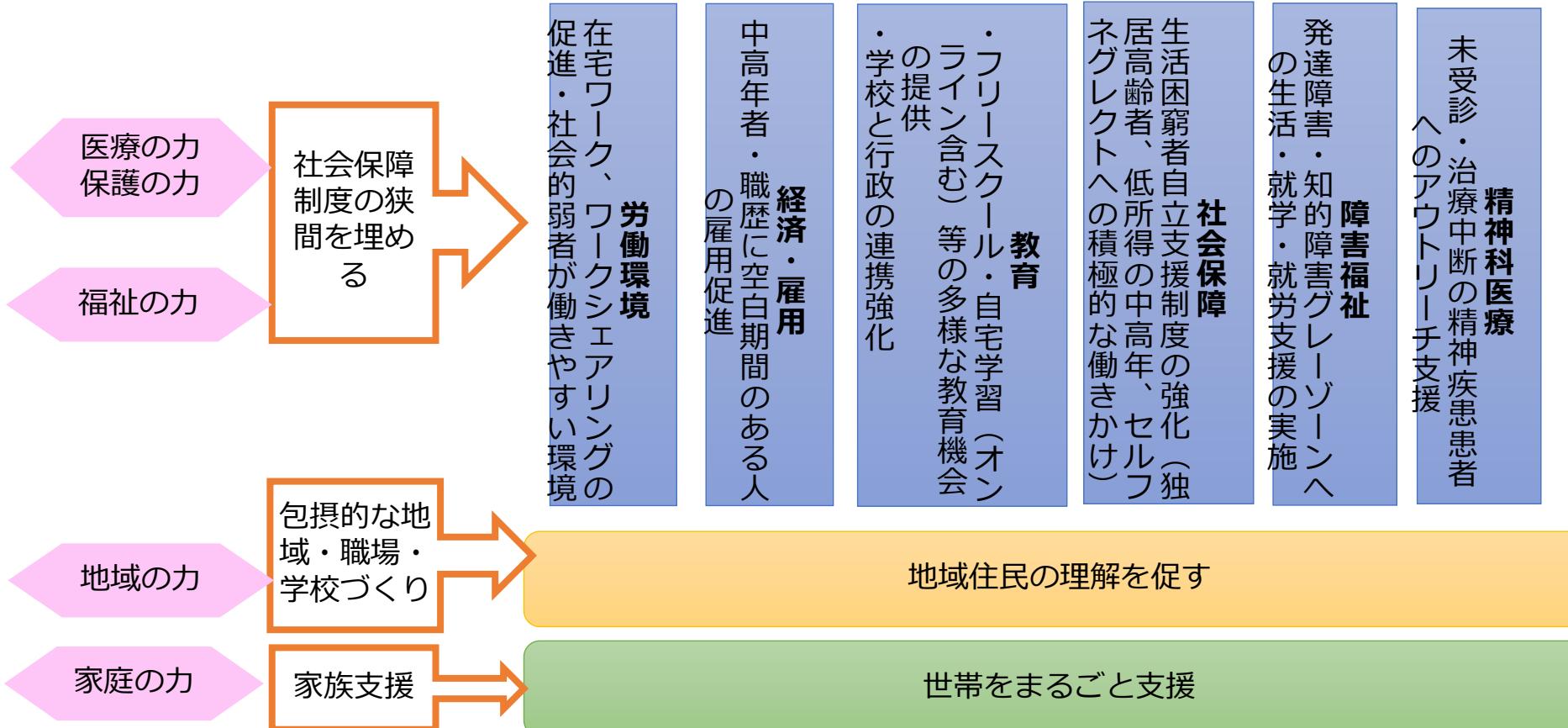


社会参加（就労・就学）への動機付け



社会的孤立から社会的包摶へ ～どんな時でも自分の力を発揮できる社会へ～

専門職チームによる伴走支援



人の気持ちは大切だが、人の気持ちから働きかけてもうまくいくかない

